

別表1（第4条関係）

工事 番号	補助対象経費		補助率	補助限度額	
	補助対象工事	補助対象工事に要する費用の 合計額に対する限度額			
①	バリアフリー改修工事 (外構部分の改修工事を含む)	必須	対象工事に要 する費用の限 度額の 2/3	200万円/戸	
②	耐震改修工事	①と同時に 行う場合の み補助対象		300万円/戸	
③	共同居住用住居に用途変更するための改修工事			※①のうち、エレベーターを設置する場合 345万円/戸	※①のうち、エレベーターを設置する 場合230万円/戸
④	間取り変更工事			※①のうち、車椅子使用者に必要な空間を 確保した便所や浴室等を設ける改修工事を 行う場合600万円/戸	※①のうち、車椅子使用者に必要な空 間を確保した便所や浴室等を設ける改 修工事を行う場合400万円/戸
⑤	子育て世帯対応改修工事 (子育て支援施設の併設に係る工事を含む。)			※⑤に加えて②、④又は⑧を行う場合60 0万円/戸	※⑤に加えて②、④又は⑧を行う場合 400万円/戸
⑥	防火・消火対策工事				
⑦	交流スペースを設置する改修工事				
⑧	省エネルギー改修工事 (開口部又は躯体(外壁・屋根・天井又は床)に係る断熱改 修に限る。)				
⑨	防音・遮音工事				
⑩	入居対象者の居住の安定確保を図るため居住支援協議会が必 要と認める改修工事(別表2または別表3参照)				
⑪	安否確認のための設備の改修工事				

※補助対象工事に要する費用には、消費税分を除くものとする。